

消 食 基 第 601 号
令和 7 年 10 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部改正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け厚生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）で告示してきたところです。

今般、事業者からの要請に基づき、基材を構成するモノマー等を変更するため、当該通知について別紙のとおり一部改正し、本日から適用しますので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

(別紙)

改 正 後	改 正 前																												
別紙 16 アクリル酸類を主なモノマーとする重合体 (略)	別紙 16 アクリル酸類を主なモノマーとする重合体 (略)																												
<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>必須モノマー</td><td>必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>アクリル酸アルキル</u></td><td><u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>メタリルスルホン酸</td><td>ナトリウム塩を含む。</td></tr><tr><td><u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u></td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	(略)		<u>アクリル酸アルキル</u>	<u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u>	(略)		メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。	<u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u>		<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>必須モノマー</td><td>必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>アクリル酸ステアリル</u></td><td>(新設)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>メタリルスルホン酸</td><td>ナトリウム塩を含む。</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	(略)		<u>アクリル酸ステアリル</u>	(新設)	(略)		メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。	(新設)	
名称	使用制限等																												
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																												
(略)																													
<u>アクリル酸アルキル</u>	<u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u>																												
(略)																													
メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。																												
<u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u>																													
名称	使用制限等																												
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																												
(略)																													
<u>アクリル酸ステアリル</u>	(新設)																												
(略)																													
メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。																												
(新設)																													

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量 1000 未満であること（ただし、分子量 1000 以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2－〔3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル〕エチル	(削る)
(略)	
(略)	

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量 1000 未満であること（ただし、分子量 1000 以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2－〔3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル〕エチル	<u>第 2 表の通し番号 108(1)及び 108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</u>
(略)	
(略)	